

呉共済訪問看護ステーション指定訪問看護運営規程

〔事業の目的〕

第1条 国家公務員共済組合連合会が開設する呉共済訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が要介護状態又は要支援状態であり、主治の医師が必要を認めた高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

〔運営方針〕

第2条 運営の方針は次に掲げるところによる。

- (1) 事業の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、また利用者が自立した日常生活を営むことができるよう在宅療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すよう療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 事業の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携のもと訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
- (4) 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上の必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- (5) 事業の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行う。
- (6) 利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握や定期的カンファレンスを行い、スタッフ間での協力体制、医療機関・他職種との連携のもとよりよいサービスの提供に努めるものとする。
- (7) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- (8) 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

〔事業所の名称及び所在地〕

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 呉共済訪問看護ステーション
- (2) 所在地 広島県呉市西中央二丁目3番28号

〔従業者の職種、員数及び職務内容〕

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 （常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等に規定されている事業の実施に関して遵守すべき事項についての指揮命令を行うものとする。

(2) 看護職員等

看護師 6名 (常勤専従5名、常勤兼務1名)

事務員 1名 (常勤)

看護師等は、事業の提供に当たる。

[営業日及び営業時間]

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日(土曜日は午前中のみ)までとする。但し、祝日、国民の休日、年末年始(12/29~1/3)、を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、緊急時の電話等による連絡は24時間常時可能な体制とする。
- (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。

[相談窓口及び苦情について]

第6条 利用者からの相談又は苦情に対応する窓口は次のとおりとする。

- (1) 担当者 管理者 岡本 由紀子

連絡先 電話 0823-22-2123 FAX 0823-27-3177

- (2) 受付 月曜日から金曜日までとする。但し、祝日、国民の休日、年末年始(12/29~1/3)を除く。

- (3) 苦情受付時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。

- (4) 窓口

①相談・苦情窓口を設置し、質問、照会等に応じる。また、利用者からの苦情に関して、市等からの指導または助言を受けた場合は速やかに必要な改善を行う。

②苦情の相手方については、内容を十分に聞き、改善策を示して了解を得る。

③あらかじめ一定の様式を定め、苦情の記録を台帳に保存し、再発防止の資料とする。

④市等からの求めがあった場合には、前号の台帳の内容を報告するものとする。

⑤苦情・相談の内容によっては、ケアマネジャーやその他関係者との連絡調整を図る。

⑥苦情を未然に防ぐための管理者、従業員の研修を行う。

[関係行政機関の窓口]

・呉市介護保険課 (0823) 25-2626

・広島県国民健康保険団体連合会 (082) 554-0783

[事業の提供方法及び内容]

第7条 事業の提供に当たっては、主治医からの指示書及び訪問看護計画又は介護予防訪問看護計画に基づいて行う。事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察、健康相談
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) 認知症患者の看護

- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) カテーテル等の管理
- (9) その他医師の指示による医療処置（在宅酸素、人工呼吸器、経管栄養、気管切開等）
- (10) ターミナルケア

〔通常の事業の実施地域〕

第8条 通常の事業の実施地域は、呉市内とする。（ただし、蒲刈町、下蒲刈町、倉橋町、安浦町、豊浜町、豊町は除く。）

〔利用料その他の費用の額〕

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2. 介護保険の利用時は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を利用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から路程1キロメートル当たり55円を徴収することとし、有料通行料等については実費として徴収することとする。

医療保険の利用時は、通常の事業の実施地域の居宅を訪問して行う指定訪問看護に要した交通費は、訪問看護ステーションから3km以内440円、3km以上660円の実費を徴収する。ただし、通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して行う指定訪問看護に要した交通費は、1,100円実費を徴収。有料通行料等については実費として徴収することとする。

3. 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。
4. 正当な理由がなく訪問看護サービスをキャンセルした場合は、キャンセル料を徴収する。

サービス利用日の前日まで	無料
サービス利用日の当日	1,100円
当日連絡がない場合	保険10割

〔緊急時等における対応方法〕

第10条 サービス提供中に容態の変化などがあった場合は、速やかに主治医に連絡し、指示を得て必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

〔損害賠償について〕

第11条 事業者は、サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し利用者やその家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、利用者に対して損害を賠償する。ただし、利用者やその家族に重大な過失がある場合は、その限りではない。

〔記録の保管等について〕

第12条 事業を提供した場合には、「訪問看護計画書」「訪問看護・リハ記録書」等の記録を作成し、その後2年間はこれを適正に保存し、利用者の求めに応じ閲覧、又はその写しを交付する。

〔従業員の就業環境の確保について〕

第 13 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するため以下の措置を講ずる。

- (1) 事業所はハラスメントに関する組織の規程について周知・啓発を行う。
 - (2) 相談等に応じ適切に対応するために必要な体制を整備する。
 - (3) 事業所が必要な措置を講じるにあたっては「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル（厚生労働省）」等を参考にして取り組む。
2. 事業所は利用者等からの常識の範囲を超えた要求や言動に対して、従業員の人権を守るため組織的に対応する。

〔虐待防止のための措置について〕

第 14 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

2. 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を年 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
3. 虐待の防止のための指針を整備する。
4. 従業員に対し、虐待の防止のための研修を年 1 回以上実施する。
5. 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
6. 身体的拘束について、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、それを行ってはならない。身体的拘束等を行う場合は、その理由、状況に関して記録する。

〔業務継続計画の策定について〕

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2. 事業所は、従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年 1 回以上実施する。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

〔感染症の予防及びまん延の防止のための措置について〕

第 16 条 事業所は、当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

2. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 か月に 1 回開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
3. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
4. 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を年 1 回以上実施する。

[その他運営に関する重要事項]

第 17 条 呉共済訪問看護ステーションは、その社会的使命を十分に認識し、職員の資質の向上を図るために研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

2. 従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏洩させてはならない。
3. 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏洩させることがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの者の個人情報の保護を保持すべき旨を、従業者との間に交わす個人情報保護法に関する誓約書において誓約をさせる。
4. 呉共済訪問看護ステーションは、看護学生の臨地実習受け入れ施設として協力する。学生の臨地実習は、安全性の確保・プライバシーの保護等に留意し望むこととするが、利用者及びその家族は実習を拒否できるものとする。
5. 事業所の従業者は、常に身分証を携帯し訪問時に提示を要求された場合にはいつでも身分証を提示します。
6. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は呉共済病院において定めるものとする。

附 則

この規程は平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は令和 8 年 4 月 1 日から改定する。

この規程は平成 22 年 1 月 1 日から改定する。

この規程は平成 22 年 6 月 1 日から改定する。

この規程は平成 23 年 10 月 1 日から改定する。

この規程は平成 24 年 4 月 1 日から改定する。

この規程は平成 24 年 9 月 1 日から改定する。

この規定は平成 26 年 4 月 1 日から改定する。

この規程は平成 27 年 3 月 1 日から改定する。

この規定は平成 27 年 4 月 1 日から改定する。

この規定は平成 29 年 7 月 1 日から改定する。

この規定は平成 29 年 9 月 1 日から改定する。

この規定は平成 30 年 4 月 1 日から改定する。

この規定は平成 30 年 12 月 1 日から改定する。

この規定は平成 30 年 4 月 1 日から改定する。

この規定は令和元年 6 月 1 日から改定する。

この規定は令和 2 年 7 月 1 日から改定する。

この規定は令和 3 年 4 月 1 日から改定する。

この規定は令和 4 年 7 月 1 日から改定する。

この規定は令和 5 年 4 月 1 日から改定する。

この規定は令和 5 年 9 月 1 日から改定する。

この規定は令和 6 年 4 月 1 日から改定する。

この規定は令和 7 年 1 月 1 日から改定する。

この規定は令和 7 年 4 月 1 日から改定する。

この規定は令和 7 年 11 月 10 日から改定する。